

議案第39号関連資料
明石市立学校条例の一部改正について
(学校体育館の冷暖房設備使用料の徴収について)

令和7年度に全中学校の体育館に冷暖房設備が整備されることに伴い、当該設備の使用に係る使用料を定めるため、明石市立学校条例の一部を改正するものです。

1 学校体育館の運用について

学校体育館は、火曜日～金曜日の放課後の時間帯、土・日曜日（月曜日、祝日を除く）については、コミュニティ・センターが運用しており、月曜日、祝日は、学校管理担当が施設の使用を許可しています。

運用日	運用所管課
月曜日、祝日以外	コミュニティ・生涯学習課（コミセン職員）
月曜日、祝日	学校管理担当

※ 主な利用団体

- ・小学校：スポーツクラブ21など
- ・中学校：登録団体（スポーツ、武道等）、地域のイベントなど

2 冷暖房設備の使用料について

(1) 冷暖房設備使用料

30分につき500円

※ なお、学校体育館の施設使用料については、市の関係団体等（スポーツクラブ21等）が利用する場合は、これまで通り免除（現行運用を維持）

(2) 算定根拠

冷暖房設備使用に係る実費相当分

3 実施時期

公布の日（令和7年8月1日適用）

（参考） 市内中学校内学校体育館の冷暖房設備の整備工期

東部、中部地区 令和7年3月27日～令和7年6月30日

西部地区 令和7年4月 1日～令和7年7月31日